## 添付法令資料 4:

## 独占的行為及び不公正な事業競争に係る事件の処理手続に関する 2019年2月4日付インドネシア共和国事業競争監視委員会規定 No.1(目次) 同日施行

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 事件の端緒
  - 第1節 事件の端緒の種類(第2条)
  - 第2節 報告(第3条ないし第9条)
  - 第3節 イニシアチブ (第10条ないし第14条)
- 第3章 調査(第15条ないし第28条)
- 第4章 評議会会議
  - 第1節 事前審査(第29条ないし第32条)
  - 第2節 行動変更(第33条ないし第36条)
  - 第3節 事前審査についての判断 (第37条及び第38条)
  - 第4節 行動変更の決定(第39条)
  - 第5節 後続審査(第40条ないし第44条
  - 第6節 証拠 (第45条)
    - 第1款 証人の説明 (第46条ないし第51条)
    - 第2款 専門家の説明(第52条及び第53条)
    - 第3款 追加の説明及び/又は証拠(第54条)
    - 第4款 書面又は文書(第55条及び第56条)
    - 第5款 ガイドライン (第57条)
    - 第6款 事業者の説明 (第58条)
    - 第7節 現地審査 (第59条)
- 第5章 委員会の審決
  - 第1節 評議会の審判 (第60条及び第61条)
  - 第2節 委員会の審決の読み上げ (第62条ないし第64条)
  - 第3節 / 委員会の審決の実施(第65条ないし第67条)
- 第6章 異議の法的救済及び追加審査(第68条ないし第71条)
- 第7章 雑則(第72条ないし第75条)
- 第8章 経過規定(第76条)
- 第9章 終則 (第77条及び第78条)